

次のとおり一般競争入札を実施します

令和3年1月6日

一般財団法人 山口県国際総合センター
理事長 矢 敷 健 治

1. 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(1) 物品の名称及び数量

山口県国際総合センターで使用する電気
4,063,680kwh/2年

(2) 物品等の特質等

別紙1「仕様書」による

(3) 納入期間

令和3年4月1日00:00から令和5年3月31日24:00

(4) 納入場所

山口県下関市豊前田町三丁目3番1号
山口県国際総合センター

2. 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないとされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではないこと。
- (3) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示に基づく資格審査において物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特A又はAの等級に格付けされているものであること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

(5) この告示の日から、入札までの日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3. 契約条項示す場所

山口県下関市豊前田町3丁目3番1号 山口県国際総合センター 総務部

4. 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加しようとする者は、別紙2「入札参加資格確認申請書」及び資格確認資料として資格審査結果通知書の写し及び小売電気事業の登録を受けたことを証する経済産業大臣の通知の写しを提出すること。郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す期限までに必着のこと。

5. 入札参加資格確認申請書提出期限

令和3年1月15日（金）午後5時までとする。

6. 質問の方法

- (1) 本入札の質問は別紙3を用い、ファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は、令和3年1月15日（金）午後3時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
- (4) 問合せ先 一般財団法人 山口県国際総合センター 総務部
(担当 黒本 TEL 083-231-5778 FAX 083-231-5787)

7. 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

3に同じ

(2) 提出期限

令和 3年 1月28日（木）11時（必着）

(3) 入札に参加する者は、別紙4による入札書に別紙5の「総価の計算内訳書」（以下「計算書」という。）を添付して、持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）により提出しなければならない。

(4) 入札書を持参する場合は、入札書及び計算書を封筒に入れ密封し、かつ封筒に名称又は商号及び入札件名（山口県国際総合センターで使用する電気）を朱書きすること。郵便により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書及び計算書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒には持参により提出する場合と同様に名称等を朱書きし、外封筒には「入札書在中（山口県国際総合センター

で使用する電気)」と朱書きして書留で送付すること。

なお、入札書の日付は入札日を記入すること。

- (5) 代理人が入札する場合は、別紙6による「委任状」を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

8. 入札書の記載方法

- (1) 入札書に記載する金額は、仕様書に記載の予定契約電力及び予定使用電力量（令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間分）に基づいて、計算書により算定した金額（以下「総価」という。）とすること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 総価の算定に当たっては、計算書に基本料金の契約希望単価及び電力量料金の契約希望単価（1円未満の端数を含むことができる。）を記載して算定すること。
- (3) 入札金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

9. 入札、開札の日時等

- (1) 入札日時 令和2年1月28日（木）午前11時00分
(2) 入札場所 山口県国際総合センター 7階703号室
(山口県下関市豊前田町三丁目3-1)

10. 入札保証金 免除する。

11. 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
(2) 本告示に定める提出書類について虚偽の記載をした者がした入札
(3) 明瞭でない入札書又は入札金額が判読できない入札書によりなされた入札
(4) 入札者の記名押印のない入札書又は住所の記載がない入札書によりなされた入札

1 2. 落札者の決定方法

- (1) 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札の決定は総価の比較によって行う。なお、契約の締結は、総価の算定に用いた基本料金単価及び電力量料金単価で行う。
- (3) 同一事項の入札は初回を含めて2回まで行う。初回において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合は別に定める日時に再度の入札を行う。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

1 3 その他

- (1) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (2) 再度入札を行う場合の実施回数は、2回までとする。
- (3) 契約保証金
免除する。
- (4) 契約書作成の要否
要する。